

**令和3年度
NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業
(国際コンクール出品支援)補助金**

募集要領

募集期間:令和3年4月 20 日(火)~令和4年2月 28 日(月)

令和3年(2021年)4月

長野県

産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室

1 事業の目的

県内ワイナリー等が、海外で開催される国際コンクールへの出品を通じて自社製品の国際評価を高め、また品質の向上を図る取組に対し、予算の範囲内で、経費の一部を補助します。

2 補助対象事業

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業（補助事業）

- 1 外国語で発信を行い、原則、日本国外で開催されるコンクールへの出品であること
(例年、日本国外で開催されるものが、当年度に日本国内で開催されるものを含む)
- 2 令和4年3月11日(金)までに、エントリーの確認及び支払いの完了が確認できる(報告書を提出できる)コンクールへの出品であること
- 3 過去3年以内に出品したことがない国際コンクール等への出品であること
- 4 過去3年以内に出品したことがある国際コンクール等においては、以下のいずれかに該当すること
 - (1) 新たな部門に出品する取組
 - (2) 過去3年以内に出品した部門において、過去3年に「最高位評価※」を受賞した最大の出品数を超過して出品する場合の当該超過出品にかかる取組

※ 最高位評価：本事業における「最高位評価」とは、トロフィーや審査員賞といった、一次審査後に選定される特別賞等を除き、審査で選出される最も上位の賞を指します。詳しくは、Q&Aをご覧ください。

3 補助対象者

県内ワイナリー等

一酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒類の製造免許を受け、長野県内に製造場を有する酒類製造者のうち、同条第2項第7号（果実酒）の免許を有し、1期以上にわたりワインまたはシードルの製造を行っている者。

4 補助対象経費

国際コンクール等へ出品するための、次の経費が補助対象経費となります。

補助対象経費	内 容
出品料	国際コンクール等への出品（エントリー）に伴い、主催者等に支払う経費、登録費用、専門家の評価を受けるための追加費用
輸送料	出品物の梱包又は運搬に関する経費（燃油サーチャージ、関税等を含む）
翻訳料	出品書類の作成にあたり外国語への翻訳に要する経費
出品代行料	国際コンクールへの出品にかかる業務を代理店等に代行又は委託する場合に要する費用
その他	知事が必要と認める経費

5 補助金額及び補助率

補助限度額：10万円 補助対象経費に対する補助率：2分の1以内

(千円単位で千円未満切り捨て)

国際コンクールへの出品に他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金を利用するコンクールへの出品に本補助金を利用することはできません(異なるコンクールへの出品に対しては可能)。

6 採択予定件数

5～10件程度

(※予算額の範囲内で採択します。申請額が予算額に達した場合は、応募期限の前に募集を締め切る場合があります。)

7 事業実施期間

(1) 事業開始年月日

- ① コンクールへの出品にかかる手続きを開始した日
- ② 交付決定以前に事業に着手する場合には、交付決定前着手届(要綱様式第3号)の提出が必要となります。該当する場合は、日本酒・ワイン振興室へご相談ください。

(2) 事業終了年月日

- ① コンクールへの出品手続及び出品にかかるすべての支払いが完了した日
- ② 交付決定の日から令和4年3月10日(木)までに全ての支払いを済ませてください。

8 応募方法

(1) 応募書類の入手

- ア 長野県ホームページからダウンロード
- イ 長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室での配布
問い合わせ先電話番号：026-235-7126

(2) 応募書類

次のア及びイの書類を1部提出してください。

- ア NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業(国際コンクール出品支援)補助金応募書
(募集要領様式第1号)
- イ 事業計画書(交付要綱様式第2号)

(3) 応募期限

令和3年4月20日(火)～令和4年2月28日(月)(必着)

(4) 応募書類提出方法

長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室に、(2)の応募書類を郵送により提出してください。

*応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

採択の結果に関わらず応募書類は返却しませんのでご了承ください。

提出先：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県産業労働部 産業技術課 日本酒・ワイン振興室
電話：026-235-7126
FAX:026-235-7197

9 審査方法

提出いただいた応募書類を審査基準に基づき審査を行います。

(1) 審査委員会の開催（書類審査）

ア 日程・開催方法

審査委員会は書類審査とし、4月下旬から随時（概ね1週間に1回）開催を予定しています。

イ 留意事項

- ・書類審査となりますので、事業内容等の記載漏れにご注意ください。
- ・提出いただいた応募書類は審査員へ配布します。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	審査基準
事業目的及び計画の妥当性	5	・コンクールの結果により、ワイン等の品質の向上や国内外の市場評価の獲得を目指していること
品質の向上に向けた取組	5	・本事業以外に、ワイン等の品質の向上に向けた取組を行っていること
総合点	5	・事業計画全体による評価
創業年（加点項目）	1	・信州ワインバレー構想（H25.3）策定後に創業したワイナリーであること

（※審査員の採点の平均が9点以上の場合に採択となります。）

(3) 審査結果の通知

審査委員会にて選定後、審査結果を応募者に文書で通知します。

10 補助事業の実施

(1) 交付申請及び交付決定・公表

内示を受けた補助事業採択者は、通知後30日以内に、NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金交付要綱に基づき交付申請書（要綱様式第1号）を1部提出してください。交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行い、補助事業者へ通知します。

(2) 補助事業の実施

交付決定を受けた補助事業者は、速やかに事業を開始し、事業実施期間内（令和4年3月10日）に出品を完了させ、全ての支払いを済ませてください。

(3) 実績報告

補助事業者は、事業終了後 30 日以内または3月 11 日のいずれか早い日までに事業実績を実績報告書及び実績調書（要綱様式第7、8号）を1部提出し、報告してください。担当職員による検査（書類の確認等）後、額の確定を行い、補助事業者へ通知します。

また、国際コンクール出品結果について、結果発表後30日以内に結果報告書（要綱様式第9号）により提出してください。

11 補助金の支払い

補助金の支払いは、精算払いとします。

額の確定を受けた補助事業者は、交付請求書（要綱様式第10号・正本1部）を提出してください。

12 成果の公表

受賞結果については、原則、県のホームページ等で公表するとともに、機会を捉えて積極的にPRしていきます。

13 スケジュール ★：補助事業者が行うこと

実施時期	実施内容	備考
令和3年4月 日～	募集期間 ★応募書類提出 →書類受領後、随時審査委員会を開催（概ね1週間に1回） →応募から2週間程度で審査結果通知及び補助金の内示 ★内示後、30日以内に交付申請書提出 →交付決定 ★事業開始	
令和4年2月28日	募集期限	
令和4年3月10日	事業完了	
3月下旬	★実績報告書提出 （※事業完了後30日以内または3/11の早い日のいずれか） →完了検査・額の確定、確定精算 ★コンクール実施後、出品結果報告	実績報告期限は <u>3月11日</u>

14 その他

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助年度終了後5年間は保存してください。

応募者は、応募書類の提出を持って、補助金等交付規則及びNAGANO WINE グローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金交付要綱、本募集要領の記載内容に同意したものとします。

15 お問い合わせ・応募書類提出先

長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室

郵便番号：〒380-8570

住 所：長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL：026-235-7126 FAX：026-235-7197

E-mail jizake@pref.nagano.lg.jp

(募集要領様式第1号)

令和 年 月 日

NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金応募書

長野県知事 様

住 所
事業所名
代表者氏名

令和 年度NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）
を実施したいので下記の書類を添えて応募します。

記

1 事業計画書（補助金交付要綱様式第2号）